

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第61号）（文化市民局地域自治推進室）

京都市ふるさと納税基金について、いわゆる「ふるさと納税」として本市が受納した寄付金を各区における地域振興を目的とする事業の実施及び当該事業に係る公債の償還に必要な財源に充てることができるよう、同基金の設置の目的を変更することとしました。

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 61 号

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

京都市ふるさと納税基金条例の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 各区における地域振興

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)